

那須塩原市農業委員会

第 2 5 回総会議事録

令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年7月25日（月）午後1時30分～午後2時20分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹		20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：7番 三本木 直人委員、8番 秋元 誠委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和5年度県に対する農地利用最適化推進に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 湯田 雅泉
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第25回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、おりません。
在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に、「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき、議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号7番 三本木 直人委員と、8番 秋元 誠委員を指名いたします。

議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。

番号1番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第1号、番号1番について報告します。

公売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できる者である証明が必要となることからの願出です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約750メートルに位置しています。

調査は、7月12日、午後1時40分頃に、申請地で願出人から行いました。

願出人が申請に至った経緯は、現在、千葉県旭市にありまして、ミニトマトの施設による周年栽培をしております。夏の暑さのため、9月と10月の出荷が不調で、適地を探していましたが、ネットの公売情報から現在地を見つけまして、当該地は気候的にも交通的にも耕作可能であると、今後の経営拡大には有効であると考えたとのことでした。

申請地の耕作予定は、126アールすべてミニトマトの露地栽培とのことです。

地元調査員としては、願出人が申請地を耕作することに問題はないと判断しました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の願出は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員 議案第2号、番号1番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月20日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より北へ約7メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、新規就農で那須塩原市青木のじょじょにファームで、約1年間研修をしております。耕運機、軽トラック、花を販売するためのトレーラーハウス等を購入予定で、又、夫が現在会社員であります。退職後には就農予定です。又、娘二人と祖父母も手伝う予定で、販売先は、マルシェ、庭先販売、直売所、インターネット等による販売を予定しております。

申請地の耕作予定は、ユーカリ、ミモザなどの枝もの、ラベンダー、貝細工、ニゲラ等の1年草を耕作予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番については取り下げとなりました。

ここで議長を、加藤 拓央会長職務代理者と交代します。

議長（職代） 引き続き総会を進めます。

番号3番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員 議案第2号、番号3番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月15日、午前9時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市塩原支所より南西へ約4キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、本申請の農地、約40アールを借地しており、そこに大根を作付けしています。トラクター1台、軽トラ1台を保有し経営しています。尚、譲受人と譲渡人は親子です。

申請地の耕作予定は、引き続き大根を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長（職代） 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

ここで議長を、君島 良一会長と交代します。

議長 引き続き総会を進めます。

江連 節男委員 番号4番について、江連 節男委員の報告を求めます。

議長 議案第2号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月14日、午後1時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立関谷小学校より東へ約1.5キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、農地100アールに、近くの酪農家と賃借契約により飼料作物を作付けし、残り6アールには、自家用野菜を作付けしております。農業機械はトラクター、管理機等を使用し耕作しています。

申請地の耕作予定は、譲受人が高齢のため、同居する娘夫婦が根菜類を中心とした野菜を作付けし、畑として有効利用するという事です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第3号、番号1番について報告します。

申請地で植栽用の管理用通路を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、隣接する土地を売買することに伴い、自宅の庭木の剪定や落ち葉の清掃等に利用するために、管理用通路を確保するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に植栽用の管理用通路を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は地下浸透処理とします。

周囲は隣接コンクリート擁壁に囲まれているため、土砂及び雨水の流出はありません。

現地調査は、7月20日、午前11時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江栄作委員 議案第4号、番号1番について報告します。
売買による所有権の移転により、建売分譲住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、JR那須塩原駅より北へ約700メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請地は、教育施設、商業施設が充実しており、交通の利便性の高い土地であります。建売住宅の需要が多くあるものと考え今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。
本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に建売住宅9棟を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、7月21日、午前10時20分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について事務局から補足願います。
佐藤農地係長 番号1番について補足します。
本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
番号2番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員 議案第4号、番号2番について報告します。
売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約430メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は用途地域内で駅や幹線道路に近く交通アクセスが良く、多くの商業施設があり利便性が高い上、小学校も近いなど宅地分譲地を造成するには最適であるため、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を6区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内雨水浸透槽にて処理します。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月20日、午前11時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員 議案第4号、番号3番について報告します。

賃貸借権の設定により、現場事務所として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立黒磯北中学校より南西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、公共下水道工場の現場に近いこととです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、那須塩原市立発注の公共下水道工事に伴う現場事務所及び資器材置き場として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は側溝に排水します。

周辺農地への被害防除策として、周囲に土堤を設置します。

現地調査は、7月21日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

菊地 寿行委員

番号4番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

議案第4号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により 宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約700メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、幹線道路や駅が近いこと、交通アクセスが良く、教育機関や商業施設が近く利便性が高いこと、周囲は閑静な住宅街であるため、宅地分譲地には最適であると考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を3区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月20日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番及び6番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員

議案第4号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、事務所兼居宅、倉庫、駐車場及び資材置場を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、県農業試験場より南西へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、営農規模縮小を考えていた譲渡人と、土木建設業の規模拡大を計画していた譲受人による転用申請になります。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は、申請地の周辺の地域に居住するものが業務上必要な施設を既存集落に接続して転用するものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に事務所兼居宅、倉庫、駐車場および資材置場を建築する内容となっています。

水道は敷地内に掘削する井戸を利用し、汚水排水は敷地内浄化槽にて処理します。

雨水は地下式浸透槽にて処理します。

周囲に擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。

現地調査は、7月21日、午前9時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号6番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大原間小学校より北西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地付近には、大型スーパー、駅、小・中学校があり、通勤、通学の利便性があることから、宅地分譲として最適であり、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を24区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

周囲に8擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月21日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号5番及び6番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号5番及び6番について補足します。

番号5番及び6番は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

三本木直人委員 木下委員の説明で、8擁壁という言葉が出てきたのですが、私の理解だと擁壁が8つあるという感じがするのですが、実際どうなっているのでしょうか。

佐藤農地係長 形が四角ではなくて、複雑な形になっているので、その辺の数を記載したと思うのですが、周囲に擁壁を設置するということになります。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたしま

す。

番号7番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第4号、番号7番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するため申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は実家近くで、生活利便性、安全性等、住環境に適地と判断し所有者の同意が得られましたので選定しました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は使用貸借権の設定により、一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とする。

一部に盛土を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月20日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員

議案第4号、番号8番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より南西へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は幹線道路に面し、駅、学校、商業施設があり、利便性が高い場所で、宅地分譲地に最適であることから、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を4区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内の雨水浸透柵にて処理します。

周囲にはブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月20日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第4号、番号9番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地付近は、主要道路に近く、交通の便が良く、利便性、安心、快適さ等、生活する上で理想的な場所であります。また、近隣に学校、スーパー、病院等、生活に必要な施設も整っており、勤務地にも近く最適地と判断しました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とする。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月20日、午前11時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第5号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市塩原支所より西へ約1.7キロメートルに位置しています。

現地調査は、7月20日、午前9時50分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
次に、議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。
番号1番については、取下げとなりました。
番号2番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第6号、番号2番について報告します。
非農地判断の願い出です。
願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願い出地は、JR那須塩原駅より東へ約2キロメートルに位置しています。
現地調査は、7月21日、午前10時10分頃に行いました。
願い出地の現況は、山林となっております。
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員 非農地判断ということで、願い出地の周りの状況を教えてください。それと農地であっても昔から山林のようになっている場合の年数は謳っているのかどうか教えてください。

佐藤農地係長 この非農地判断の基準としましては、現況がどういった状況かということで判断すること、20年という基準は非農地証明と違ってこちらはいいです。
周囲は、一部農地に接しているところもありまして、確か第1種農地だったと思いますが、非農地判断できると考えております。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、藤田 一郎委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
議案第7号の番号202番及び203番は取下げとなりました。
事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 議案第7号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委

員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書10ページから24ページが「利用権設定関係」の案件で75件、

合計面積は366,842平方メートルとなります。

この内12ページから24ページの70件、347,153平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて25ページが「所有権移転関係」の案件で3件、面積は、41,219平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われま

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第8号「令和5年度県に対する農地利用最適化推進に関する意見と農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 それでは、議案第8号「令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を御説明いたします。

本日追加で配付しました議案第8号を御用意ください。

各委員からの意見を基に、全部で7項目、12点の要望事項となっております。

要望には、昨年度と同じ要望が何点かございます。

また、いただいた要望には昨今のウクライナ情勢等の影響から、農業生産資材高騰への支援に対する要望が多数ございました。

それでは、順番に御説明致します。27ページを御覧ください。

「1 中小規模農家の経営維持と支援について」の項目では、「(1) 中小規模の農家に対する農業用機械等の導入の支援について」、「(2) 農業用資材に対する支援について」、「(3) 多面的機能の維持・保全に係る支援について」の3点を要望したいと思います。

次に、28ページを御覧ください。

「2 鳥獣被害の対策について」の項目では、「(1) 広域での被害防止に係る支援について」、「(2) 有害鳥獣の駆除に係る支援について」の2点を要望したいと思います。

次に、「3 農業後継者の育成・確保対策の拡充について」の項目では、「(1) 親元就農者への支援について」、「(2) 所得向上のための支援について」の2点を要望したいと思います。

次に、29ページをご覧ください。

「4 農地バンク事業等の利便性の向上について」の項目では、「(1) 制度利用のための支援について」を要望したいと思います。

次に、「5 条件不利農地の改善事業について」の項目では、「(1) 農地の保全対策の拡充について」を要望したいと思います。

次に、30ページを御覧ください。

「6 遊休農地の再生支援について」の項目では、「(1) 遊休農地の再生支援について」を要望したいと思います。

最後に、「7 その他」の項目では、「(1) コメの利用促進について」、「(2) 温室効果ガス削減に関しての農業支援について」の2点を要望したいと思います。

以上、7項目、12点の要望となります。簡単ではありますが、説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 追加資料31ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、5条許可が2件です。うち1件は開発許可と同日許可としております。

以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 それでは、追加資料32ページの報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、6月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

6月は、相続を原因とした権利移動の届出を4件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第25回総会を閉会いたします。